

(証券コード3537)
平成30年6月8日

株主各位

大阪市中央区安土町一丁目5番1号
昭栄薬品株式会社
代表取締役社長 藤原 佐一郎

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市中央区備後町一丁目7番3号

ENDO堺筋ビル 2階 会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようお願い申しあげます。）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第58期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shoei-yakuhin.co.jp/ir/meeting.html>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項が含まれております。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shoei-yakuhin.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
 - ◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主様におかれましても、軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な景気回復が続く中で、企業収益や雇用環境の改善がみられ、個人消費も依然低調なものを持ち直しの動きが垣間見え、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、国際情勢では米国をはじめとした海外経済の不確実性や金融資本市場の動向等不安定な要素もあり、またシリア、北朝鮮問題などの地政学リスクによる景気先行きへの不透明感は拭えない状況が続いております。

当社グループの事業とかかわりの深い界面活性剤業界におきましては、経済環境に不透明さが残る中で、底堅い需要に下支えされ、その生産活動は堅調に推移しました。

このような環境の下、当社グループはオレオケミカルを中心とした既存販売先への提案活動はもちろんのこと、新規取引先の開拓、新たな用途提案等を積極的に推進し、また国内外での新興国化学品の販売拡大に取組みました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高が20,198,883千円（前連結会計年度比7.3%増）、営業利益は334,731千円（前連結会計年度比12.5%増）、経常利益は、営業外収益において貸倒引当金戻入額が減少した一方で、受取配当金106,305千円、為替差益4,585千円（前連結会計年度は為替差損22,748千円）を計上したこと等により451,556千円（前連結会計年度比16.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は314,373千円（前連結会計年度比20.2%増）となりました。

セグメントごとの業績の概要は次のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高は外部顧客への売上高を表示し、セグメント損益は連結損益計算書における営業損益（営業利益又は営業損失）をベースとしております。また、各セグメントの営業損益のほかに、各セグメントに帰属しない全社費用166,133千円（前連結会計年度比7.4%増）があります。

① 化学品事業

化学品事業におきましては、国内主要得意先の生産・販売活動が概ね好調に推移し、品種別ではとくに高級アルコール及び脂肪酸の販売が好調に推移しました。また既存得意先への輸入化学品の拡販や香粧品分野を中心とした新規取引先の開拓等に努めました。

この結果、化学品事業に係る当連結会計年度の売上高は18,148,335千円（前連結会計年度比6.8%増）、セグメント利益は394,271千円（前連結会計年度比20.2%増）となりました。

② 日用品事業

日用品事業におきましては、冷蔵庫脱臭剤や洗濯槽洗剤をはじめとする一部商品の販売は堅調なもの、売れ行き全体では低調な推移が続きました。また利益面でも原材料や運送費等の高騰化の影響を受け、低調となりました。

この結果、日用品事業に係る当連結会計年度の売上高は806,051千円（前連結会計年度比6.6%減）、セグメント利益は114,344千円（前連結会計年度比18.4%減）となりました。

③ 土木建設資材事業

土木建設資材事業におきましては、上期低調であった事業環境が下期に入り改善がみられ、当事業の取扱商品とかかわりの深い地盤改良工事、コンクリート補修強工事の工事案件が少ないものの、施工会社、メーカー、二次販売店から付随する工事案件を受注することとなりました。また環境関連薬剤においても工事案件を受注することができ、回復基調となりました。

この結果、土木建設資材事業に係る当連結会計年度の売上高は1,244,496千円（前連結会計年度比27.5%増）、セグメント損失は7,751千円（前連結会計年度は16,025千円のセグメント損失）となりました。

[セグメント別連結業績]

(単位:千円, %)

区分	セグメント別売上高			セグメント損益（営業損益）		
	実績	百分比	前期増減比	実績	利益率	前期増減比
化学品事業	18,148,335	89.8	6.8	394,271	2.2	20.2
日用品事業	806,051	4.0	△6.6	114,344	14.2	△18.4
土木建設資材事業	1,244,496	6.2	27.5	△7,751	—	—
全 社 費 用	—	—	—	△166,133	—	7.4
合 計	20,198,883	100.0	7.3	334,731	1.7	12.5

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は、14,135千円であり、その主なものは、システム投資11,362千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「オレオケミカルを中心とした化学品分野」を事業ドメインとし、役員及び従業員等の人的経営資源、設備及び資金等の物的経営資源、並びに関連情報、営業ノウハウ等の情報的経営資源を、当該事業ドメインに集中的に展開し、化学品事業、日用品事業及び土木建設資材事業のそれぞれにおいて一層の市場深耕を図る「集中型市場深耕モデル」をビジネスモデルとしております。当社グループは、このビジネスモデルを基礎として持続的な企業の成長を推進し、一層の企業価値の向上を図るため、以下の事項を今後の課題と考え、対処してまいります。

① グローバル・ネットワークの構築

当社グループは、事業間のシナジー追求はもとより、国内外のシナジーを一層強化するため、国内外の情報的経営資源を整理し、各事業において有効に活用する仕組みの構築に取組んでおります。しかし、国内外の事業活動で蓄積された情報的経営資源の共有はなされているものの、これらを活用した得意先への提案活動はまだ十分なレベルとはいえない。とりわけ海外子会社は、国内事業との一層の連携強化により、早期に国内と同等レベルまでの提案力の向上を図り、海外における事業ノウハウの蓄積、国内事業へのフィードバックによるシナジーの最大化が不可欠であり、国内事業だけでは成し得ない新たな顧客価値を創造する「グローバル・ネットワークの構築」が課題であると考えております。

② コア・コンピタンスの継続的な向上及び効果の最大化

当社グループは、化学品事業においては「得意先が求める顧客価値の実現を原材料選定の面から支援する仕組み」、日用品事業においては、「小ロットでも安価で効率的かつ機動的に商品を供給できるサプライチェーン」、土木建設資材事業においては、「新工法の開発支援、工事目的に応じた工法提案等の技術サポート力」を有することが、3事業それぞれのコア・コンピタンスと考えております。これらのコア・コンピタンスは普遍的な側面を有する一方で、市場の環境変化や技術革新等による陳腐化の可能性を有しています。

当社グループは、事業活動の顧客にとっての付加価値、すなわち取引先のバリュー・チェーン及び顧客価値の創造に好影響を与え続けることができるよう、それぞれのコア・コンピタンスの継続的な向上が課題であると考えております。

また、これらコア・コンピタンスの有する効果の最大化についても経営上の重要な課題であると認識しており、事業別に以下の事項を中期的に取組むべき主要な事項としております。

<化学品事業>

新興国の化学品メーカーの新規開拓等によって新たな戦略商品を導入する等により、取扱商品のラインアップの強化を図る。

<日用品事業>

国内を中心とするサプライチェーンを活用し、安心安全をテーマにした商品企画の強化を図る。

<土木建設資材事業>

全国の土木建設投資の情報収集体制を構築し、また幅広い需要獲得のためには二次販売店への販売活動の強化を図る。

③ 組織機能の向上及び人材の育成

当社グループは、持続的な企業価値の向上を図るため、またあらゆる経営課題を克服するために、マーケティング、営業及び仕入、並びに人事、財務及びその他管理等の個々の組織機能の関連性を強化し、継続して向上させることが課題と認識しております。

また、当社グループは、これらの組織機能を支える重要な要素である人材について、かねてから外部研修を利用する等してその育成に努めておりますが、今後も経営環境の変化に対して組織機能別に関連した組織機能と連動して機動的に対応できる人材の確保及び育成は、継続的な課題であると認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第55期 (平成27年3月期)	第56期 (平成28年3月期)	第57期 (平成29年3月期)	第58期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高(千円)	17,897,033	18,406,562	18,828,258	20,198,883
営業利益(千円)	239,129	283,363	297,620	334,731
経常利益(千円)	325,946	326,612	389,161	451,556
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	219,073	759,068	261,491	314,373
1株当たり当期純利益(円)	231.08	785.07	219.18	263.52
総資産(千円)	13,458,562	13,560,407	14,008,134	17,131,937
純資産(千円)	4,940,003	5,939,240	6,306,750	7,664,012
1株当たり純資産額(円)	5,210.78	4,978.26	5,286.48	6,424.61

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は平成27年11月20日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行いましたが、第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社は、第56期より連結計算書類を作成しております。なお、第55期の数値は、平成28年3月16日に近畿財務局へ提出した有価証券届出書の連結財務諸表の数値を引用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第55期 (平成27年3月期)	第56期 (平成28年3月期)	第57期 (平成29年3月期)	第58期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売上高(千円)	17,330,208	17,638,620	18,284,344	19,516,110
営業利益(千円)	218,417	232,706	264,926	279,384
経常利益(千円)	316,170	299,233	412,370	420,204
当期純利益(千円)	216,959	757,863	289,684	297,169
1株当たり当期純利益(円)	228.85	783.82	242.81	249.10
総資産(千円)	13,234,189	13,350,016	13,833,380	16,908,622
純資産(千円)	4,761,858	5,801,069	6,219,046	7,533,078
1株当たり純資産額(円)	5,022.87	4,862.45	5,212.96	6,314.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は平成27年11月20日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行いましたが、第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
昭栄祥（上海）貿易有限公司	1,000千米ドル	100.0%	化学品の販売
SHOEI TRADING (THAILAND) CO., LTD.	102,000千タイバーツ	100.0%	化学品の販売

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

区分	主要な事業内容
化学品事業	脂肪アルコール、脂肪酸、界面活性剤、石油化学製品等の販売
日用品事業	洗浄剤、化粧品、各種アイデア雑貨等の企画及び販売
土木建設資材事業	地盤改良剤、コンクリート補修補強材料、環境改善薬剤等の販売

(8) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

名称	所在地
本社	大阪市中央区
東京支店	東京都中央区
名古屋営業所	名古屋市中村区

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
69名	2名増

（注）従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54名	1名増	44歳5ヶ月	16年2ヶ月

（注）1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	634,925千円
株式会社三井住友銀行	600,000千円
株式会社りそな銀行	150,000千円

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,870,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,192,914株 (自己株式121株を除く。)
- (3) 株主数 718名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率%
鐵野 磨輝男	172,735	14.48
昭栄薬品社員持株会	159,295	13.35
大阪中小企業投資育成株式会社	102,500	8.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	50,000	4.19
株式会社光通信	37,600	3.15
雨森 肇	35,705	2.99
渡邊 健司	33,300	2.79
内野 佐斗司	32,060	2.68
西巻 俊樹	30,025	2.51
小林 節夫	30,000	2.51

(注) 持株比率は、自己株式(121株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
鐵野 磨輝男	代表取締役会長	昭栄祥（上海）貿易有限公司董事長 SHOEI TRADING (THAILAND) CO., LTD. 取締役
藤原 佐一郎	代表取締役社長	昭栄祥（上海）貿易有限公司副董事長 SHOEI TRADING (THAILAND) CO., LTD. 取締役
内野 佐斗司	常務取締役	大阪営業本部長
小林 節夫	常務取締役	東京営業本部長
渡辺 伸一	取締役	国際推進本部長 昭栄祥（上海）貿易有限公司董事 SHOEI TRADING (THAILAND) CO., LTD. 取締役
成瀬 幸次	取締役	財務本部長
小池 宏美	取締役	総務本部長
田嶋 和重	取締役（常勤監査等委員）	
岩井 伸太郎	取締役（監査等委員）	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所所長 フジ住宅株式会社社外取締役 江崎グリコ株式会社社外監査役
今川 忠	取締役（監査等委員）	協和綜合法律事務所弁護士

- （注） 1. 取締役（監査等委員） 岩井伸太郎氏及び今川忠氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員として田嶋和重氏を選定しております。
3. 取締役（監査等委員） 岩井伸太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員） 今川忠氏は、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員） 岩井伸太郎氏及び今川忠氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額	摘要	要
取締役 (監査等委員を除く)	7名	128,103千円		
取締役 (監査等委員)	3名	25,117千円	うち社外取締役 2名	9,390千円
合計	10名	153,220千円		

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額は年額350,000千円以内(但し、使用人給与は含まない。)、同監査等委員である取締役の報酬等の額は年額60,000千円以内と平成28年6月28日開催の第56期定期株主総会において、決議いただいております。
 3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額13,090千円(取締役(監査等委員を除く。)7名に対し11,883千円、取締役(監査等委員)1名に対し1,207千円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役(監査等委員) 岩井伸太郎氏は、岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所の所長、フジ住宅株式会社の社外取締役、及び江崎グリコ株式会社の社外監査役であります。当社は岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所、フジ住宅株式会社及び江崎グリコ株式会社との間に特別の関係はありません。

取締役(監査等委員) 今川忠氏は、協和総合法律事務所の弁護士であります。当社は協和総合法律事務所との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員)	岩井 伸太郎	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、必要に応じ公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	今川 忠	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 15,000千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 15,000千円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の海外子会社であります昭栄祥（上海）貿易有限公司、及びSHOEI TRADING (THAILAND) CO., LTD. については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・経営理念等により不正や反社会的行為を禁止しその浸透を図り、コンプライアンス規程を定め、法令等違反に係る内部通報窓口を整備し、これを周知する。
- ・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努める。
- ・外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて隨時法律相談可能な体制を整える。
- ・内部監査室が定期的に行う各部門監査の中で法令等遵守の状況に関する監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存（保存期間を含む。）及び管理（管理をする部署の指定を含む。）等に関する基本的事項を文書管理規程によって定める。
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を含む。）等の権限ある者が、その権限に応じて閲覧、複写が可能な状態で整理し、保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・法令等違反のリスクについては、コンプライアンス規程を制定し、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。
- ・反社会的勢力の要求に対しては、所轄警察署及び弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対処し、いかなる理由によっても反社会的勢力とは一切関係を持たない。
- ・事業の過程で発生する為替、債権回収、投資及び情報漏洩等に係るリスクについては、そのリスクの発生防止手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法、是正手段等について個別に規程の制定を推進する。
- ・自然災害、盗難等の事業の過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、事業継続のための対応方針及びマニュアル等を策定し周知を図るほか、重要性に応じて当該リスクを軽減する物理的な予防措置を講じる。
- ・想定されるリスクに応じて合理的な範囲で損害保険契約を締結する等、リスク発生時の財政状態及び経営成績に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じ、新たに想定されるリスクが発生した場合は、直ちにそのリスク管理について取締役会において協議し、必要な措置を講じる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・各取締役の担当部門をあらかじめ決議し、各取締役の執行範囲を明確化する。
 - ・職務権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規程及び稟議規程によって職務執行の手続き等を明確化する。
 - ・取締役がその職務執行を効率的に行うことができるよう、業務の合理化に継続的に取組む。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・関係会社管理を担当する部署を定め、当該部署の責任者は関係会社管理規程に基づく報告事項の報告を受け、必要に応じて関係会社に助言または指導を行う。
 - ・関係会社管理規程及び職務権限規程によって、関係会社の職務の執行に係る重要事項の当社による承認事項を明確化し、関係会社に周知徹底する。
 - ・子会社に対しては、役員のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業務の適正化を図る。
 - ・金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ企業各社は必要な内部統制システムを整備・運用する。また、当該内部統制システムの有効性を定期的に評価し、その評価結果を適時・適切に把握し、継続的な改善活動を行う。
 - ・内部監査部門は、定期的または臨時に子会社に対する内部監査を実施し、企業集団全体での業務の適正化に資する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（補助使用人）に関する事項
- ・監査等委員会から監査等委員会の職務に係る補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査等委員会の職務の重要性に鑑み、補助使用人の設置について、専任または兼任の別、及びその人員について決議する。
- ⑦ 補助使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮し、監査等委員会による当該補助使用人に対する指示を尊重し、また当該人員の報酬または人事異動について、監査等委員会と協議の上、行うものとする。
- ⑧ 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（子会社含む。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・当社及び子会社から成る企業集団の業績に著しい影響のある事項、法令違反等の不正行為、重要な会計方針の変更及びその他重要な取締役会決議事項等、監査等委員会監査に影響のある事項に関し、取締役または使用人（子会社を含む。）は監査等委員会に直接若しくは監査等委員が出席する重要な会議等において報告するものとする。

- ・前号の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、適切な措置を講じる。
 - ・監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理については、監査等委員の職務の重要性を尊重し、合理的な範囲で監査等委員の請求に応じる。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会が、その職務を遂行するにあたり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携をとることを認め、その実効性確保のための外部監査人及び内部監査室との連携について、これを推奨する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前述の方針に基づき、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、月1回の頻度で定例のコンプライアンス委員会を開催し、当社グループの事業継続に重要な法令の遵守状況を定期的に確認するとともに、事業に係る許認可の更新状況を監督し、また法令違反等に係る内部通報窓口、個人情報保護に関する相談窓口、ハラスメント行為の相談窓口等に対する通報若しくは相談状況の報告を受け、法令等の遵守状況に係るモニタリング活動を継続的に実施しております。

② リスク管理に関する取組み

当社グループが営む事業は様々なリスクをともなっております。これらのリスクを低減または回避するために、社内規程を整備、周知及び運用し、必要に応じて諸施策を実施するほか、日常の業務及び管理は、機能別の組織体制を構築し、その責任と決裁権限の範囲において遂行しております。

③ 子会社管理に関する取組み

当社グループは、関係会社管理規程において関係会社管理の責任者を定め、関係会社から重要事項の報告を受け、また関係会社において必要となる規程の整備を求め、その職務の執行に係る当社による承認事項を明確化し、子会社に対しては役員のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し意思疎通の円滑化を図り、加えて年1回の頻度で内部監査部門が往査を行う等して、その実効性の確保に努めています。

④ 監査等委員会監査に関する取組み

監査等委員は、原則としてその全員が取締役会及び経営会議に出席し、重要事項の審議に関して必要に応じて意見を述べるほか、監査等委員会を構成し、常勤監査等委員による重要な決裁文書の閲覧、社内の重要な会議への出席、並びに取締役、内部統制部門及び子会社役員等に対する業務執行状況等

の聴取等による監査等委員会監査の結果を共有し、また会計監査人及び内部監査室との定期的な情報交換等をとおして、適正な監査意見の形成に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、長期的な視野に立ち、業績の向上に努めるとともに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、1事業年度の配当の回数は株主総会決議による期末配当の1回としております。

剰余金の配当につきましては、安定配当の継続及び当社グループの事業拡大のための内部留保金の積極活用を踏まえ、過年度における1株当たり配当額を基礎に、親会社株主に帰属する当期純利益に対して20%以上の配当性向を目標としており、1株当たり当期純利益（連結・個別）、設備投資予定額、次事業年度の業績予想、手元資金の状況、並びに金融動向等から内部留保金と剰余金の配当のバランスを総合的に勘案し、取締役会において決定してまいります。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、なお一層の業務効率化を推進し、市場ニーズに応える体制を強化し、さらには、業容拡大を図るために有効投資をして株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

これらの方針に基づき、当事業年度（第58期）に係る期末配当金につきましては、1株当たり53円とさせていただきたく存じます。なお、この結果、年間配当金は1株当たり53円となります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

また、特段の記載がある場合を除き、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,513,230	流 動 負 債	6,633,336
現 金 及 び 預 金	2,065,791	支 払 手 形 及 び 買 挂 金	5,754,171
受 取 手 形 及 び 売 挂 金	6,923,161	短 期 借 入 金	34,925
商 品	408,529	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	600,000
貯 藏 品	378	未 払 法 人 税 等	81,117
繰 延 税 金 資 産	32,472	賞 与 引 当 金	67,671
そ の 他	86,006	そ の 他	95,450
貸 倒 引 当 金	△3,110	固 定 負 債	2,834,588
固 定 資 産	7,618,707	長 期 借 入 金	750,000
有 形 固 定 資 産	208,406	退 職 給 付 に 係 る 負 債	46,443
建 物 及 び 構 築 物	166,870	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	161,228
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	0	繰 延 税 金 負 債	1,847,277
工 具 、 器 具 及 び 備 品	14,594	そ の 他	29,639
土 地	26,941	負 債 合 計	9,467,925
無 形 固 定 資 産	30,618	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	7,379,682	株 主 資 本	3,288,365
投 資 有 価 証 券	6,907,398	資 本 金	248,169
敷 金 及 び 保 証 金	324,457	資 本 剰 余 金	176,361
そ の 他	152,732	利 益 剰 余 金	2,864,175
貸 倒 引 当 金	△4,905	自 己 株 式	△341
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,375,646
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,258,260
		為 替 換 算 調 整 勘 定	117,386
資 産 合 計	17,131,937	純 資 産 合 計	7,664,012
		負 債 純 資 産 合 計	17,131,937

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位:千円)

科	目	金	額
売 売	上 原 価		20,198,883
売 売	上 原 価		18,567,766
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	上 総 利 益		1,631,116
當 営 業 利 益			1,296,384
當 営 業 外 収 益			334,731
受 受 為 為	取 取 替 倒 の 利 息 金 差 倒 引 当 金 戻 入 額 他	6,974 106,305 4,585 17,505 3,147 2,283	
當 営 業 外 費 用			140,801
支 不 そ	払 動 産 貸 原 の 利 息 価 額 他	13,756 9,283 935	23,976
經 稅 金 等	常 調 整 前 当 期 純 利 益		451,556
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅			451,556
法 人 稅 等	調 整 額	142,896 △5,713	137,183
當 期 純 利 益			314,373
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			314,373

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	248,169	176,361	2,603,487	△89	3,027,928
当連結会計年度変動額					
剩余金の配当			△53,684		△53,684
親会社株主に帰属する当期純利益			314,373		314,373
自己株式の取得				△251	△251
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	260,688	△251	260,437
当連結会計年度末残高	248,169	176,361	2,864,175	△341	3,288,365

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	3,187,462	91,359	3,278,822	6,306,750
当連結会計年度変動額				
剩余金の配当				△53,684
親会社株主に帰属する当期純利益				314,373
自己株式の取得				△251
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,070,798	26,026	1,096,824	1,096,824
当連結会計年度変動額合計	1,070,798	26,026	1,096,824	1,357,261
当連結会計年度末残高	4,258,260	117,386	4,375,646	7,664,012

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	8,910,584	流動負債	6,547,142
現金及び預金	1,608,944	支 払 手 形	543,873
受取手形	1,156,223	買 掛 金	5,176,861
電子記録債権	670,019	1年内返済予定の長期借入金	600,000
売掛金	5,059,353	未 払 金	18,921
商 品	333,843	未 払 費 用	25,509
貯 藏 品	378	未 払 法 人 税 等	74,795
前 渡 金	37,009	前 受 収 益	1,711
前 払 費 用	9,633	前 受 収 益	2,126
繰 延 税 金	31,697	賞 与 引 当 金	67,671
そ の 他	6,723	そ の 他	35,671
貸 倒 引 当 金	△3,243	固 定 負 債	2,828,402
固 定 資 産	7,998,038	長 期 借 入 金	750,000
有 形 固 定 資 産	204,352	退職給付引当金	46,443
建 構 物	161,004	役員退職慰労引当金	161,228
機 械 及 び 装 置	2,985	繰 延 税 金 負 債	1,841,090
車両運搬具	0	そ の 他	29,639
工具、器具及び備品	13,421	負 債 合 計	9,375,544
土 地	26,941	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	30,618	株 主 資 本	3,274,817
ソ フ ト ウ エ ア	29,316	資 本 金	248,169
そ の 他	1,301	資 本 剰 余 金	176,361
投資その他の資産	7,763,067	資 本 準 備 金	167,145
投 資 有 価 証 券	6,907,398	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,216
関 係 会 社 株 式	266,213	利 益 剰 余 金	2,850,627
関 係 会 社 出 資 金	99,451	利 益 準 備 金	20,256
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	28,684	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,830,371
敷 金 及 び 保 証 金	318,913	別 途 積 立 金	1,270,000
長 期 前 払 費 用	411	繰 越 利 益 剰 余 金	1,560,371
そ の 他	146,898	自 己 株 式	△341
貸 倒 引 当 金	△4,905	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,258,260
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,258,260
資 产 合 計	16,908,622	純 資 産 合 計	7,533,078
		負 債 純 資 産 合 計	16,908,622

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位: 千円)

科	目	金	額
売上高	益		19,516,110
売上原利	益		18,116,909
販売費及び一般管理費	益		1,399,201
営業外収益	益		1,119,816
受取利息	息金引割	4,877	279,384
受取配当	引割	136,668	
受取入金	割	536	
不動産賃貸入	料額他	17,505	
倒引当金戻入	他	3,147	
その他の		1,723	
営業外費用			164,459
支払利息	息引損	12,363	
売上割	引	175	
為替差原	損他	1,072	
不動産賃貸の		9,283	
その他の		743	
経常利益	益		23,639
税引前当期純利	益		420,204
法人税、住民税及び事業税	税額	132,088	420,204
法人税等調整	益	△9,053	123,034
当期純利	益		297,169

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	248,169	167,145	9,216	176,361	20,256	1,270,000	1,316,886	2,607,142
当期変動額								
剰余金の配当							△53,684	△53,684
当期純利益							297,169	297,169
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	243,484	243,484
当期末残高	248,169	167,145	9,216	176,361	20,256	1,270,000	1,560,371	2,850,627

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△89	3,031,583	3,187,462	3,187,462	6,219,046	
当期変動額						
剰余金の配当		△53,684				△53,684
当期純利益		297,169				297,169
自己株式の取得	△251	△251				△251
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,070,798	1,070,798	1,070,798	
当期変動額合計	△251	243,233	1,070,798	1,070,798	1,314,031	
当期末残高	△341	3,274,817	4,258,260	4,258,260	7,533,078	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

昭栄薬品株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 森 内 茂 之 印
業務執行社員 公認会計士
指定有限責任社員 晴 玉 秀 康 印
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭栄薬品株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭栄薬品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

昭栄薬品株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 内 茂 之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭栄薬品株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

昭栄薬品株式会社 監査等委員会

監査等委員 田嶋 和重 印

監査等委員 岩井 伸太郎 印

監査等委員 今川 忠 印

(注) 監査等委員岩井伸太郎及び今川忠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、安定配当を基礎としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、株主様のご支援に報いるため、以下のとおり1株につき普通配当53円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金53円
総額 63,224,442円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	てつの まき お 鐵野 磨輝男 (昭和20年1月13日生)	昭和44年4月 昭和47年4月 昭和55年6月 昭和56年10月 昭和63年5月 平成4年5月 平成5年5月 平成8年5月 平成9年5月 平成10年5月 平成12年5月 平成17年5月 平成21年6月 平成27年6月 白石工業㈱入社 当社入社 当社取締役営業部長 ショーレジン㈱へ出向 同社取締役大阪支店長 同社専務取締役 同社代表取締役社長 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役専務 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長 昭栄祥（上海）貿易有限公司董事長（現任） SHOEI-TDC (THAILAND) CO., LTD. (現 SHOEI TRADING (THAILAND) CO., LTD.)取締役（現任） 当社代表取締役会長（現任）	172,735株
2	ふじわら さいちろう 藤原 佐一郎 (昭和34年5月6日生)	昭和55年3月 平成15年4月 平成22年6月 平成24年4月 平成27年6月 平成29年4月 平成29年6月 当社入社 当社名古屋営業所長（部長） 当社取締役大阪化学品副本部長 当社取締役大阪営業副本部長 当社代表取締役社長（現任） SHOEI TRADING (THAILAND) CO., LTD. 取締役（現任） 昭栄祥（上海）貿易有限公司副董事長（現任）	20,000株
3	うちの さとし 内野 佐斗司 (昭和24年12月23日生)	昭和48年3月 平成5年4月 平成15年5月 平成21年7月 平成24年4月 当社入社 当社大阪化学品部長 当社取締役大阪化学品副本部長 当社常務取締役 当社常務取締役大阪営業本部長（現任）	32,060株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
4	こばやし ときお 小林 節夫 (昭和25年11月16日生)	昭和51年3月 平成12年4月 平成16年5月 平成21年7月 平成24年4月	当社入社 当社大阪化学品部長 当社取締役大阪化学品副本部長 当社常務取締役 当社常務取締役東京営業本部長（現任）	30,000株
5	わたなべ しんいち 渡辺 伸一 (昭和27年1月7日生)	昭和50年4月 昭和63年4月 平成4年10月 平成8年1月 平成11年11月 平成16年8月 平成24年3月 平成25年6月 平成26年1月 平成26年7月 平成27年6月	花王石鹼㈱（現 花王㈱）入社 同社化学品事業本部 マーケティング部 同社化学品事業本部 エネルギー環境 関連事業部 同社化学品事業本部 化成品事業部 Kao Industrial (Thailand) Co., Ltd. 副社長 花王㈱ケミカル事業ユニット開発部 当社入社 当社国際推進本部 理事 当社取締役国際推進副本部長 昭栄祥（上海）貿易有限公司董事（現任） SHOEI TRADING (THAILAND) CO., LTD. 取締役（現任） 当社取締役国際推進本部長（現任）	一株
6	なるせ こうじ 成瀬 幸次 (昭和37年4月17日生)	昭和61年4月 平成20年4月 平成27年6月	当社入社 当社財務部長 当社取締役財務本部長（現任）	13,015株
7	こいけ ひろみ 小池 宏美 (昭和36年11月21日生)	昭和60年4月 昭和62年6月 平成20年4月 平成27年6月	ジャスコ㈱（現 イオンリテール㈱）入社 当社入社 当社総務部長 当社取締役総務本部長（現任）	12,865株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	田嶋 和重 (昭和35年1月4日生)	昭和58年4月 平成元年4月 平成7年2月 平成10年6月 平成12年11月 平成18年5月 平成21年1月 平成23年1月 平成23年6月 平成28年6月	㈱東海銀行（現㈱三井UFJ銀行）入行 同行ロサンゼルス支店勤務 同行国際企画部調査役 同行ムンバイ駐在員事務所長 同行船場支店副支店長 同行西七条支店長 同行リテール・コンプライアンス部上席調査役 当社入社 当社常勤監査役 当社取締役（監査等委員）（現任）	6,000株
2	岩井 伸太郎 (昭和29年1月18日生)	昭和54年10月 昭和61年2月 平成元年6月 平成2年9月 平成16年5月 平成23年6月 平成27年6月 平成28年6月	等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 岩井伸太郎税理士事務所（現 岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所）開業 同事務所所長（現任） フジ住宅㈱社外監査役 北斗監査法人（現 仰星監査法人）代表社員 当社社外監査役 江崎グリコ（㈱社外監査役（現任） フジ住宅（㈱社外取締役（現任） 当社取締役（監査等委員）（現任）	24,000株
3	※ 福本 晓弘 (昭和53年11月15日生)	平成18年10月	弁護士登録 協和綜合法律事務所入所（現任）	一株

(注) 1. ※印は新任の候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 岩井伸太郎氏及び福本曉弘氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は岩井伸太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、福本曉弘氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定する予定であります。

4. 岩井伸太郎氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、同氏は公認会計士として企業会計監査に関する豊富な経験、及び財務・会計に関する専門的知見を有していることから、監査等委員たる社外取締役として適正な監査・監督が期待でき、また内部統制システムの充実のための助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 福本暁弘氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、同氏は弁護士として専門的な知識・経験を有していることから、監査等委員たる社外取締役としての適正な監査・監督が期待でき、また法令遵守体制の充実のための助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 岩井伸太郎氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
7. 当社は、岩井伸太郎氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、福本暁弘氏の選任が承認された場合、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しを行い、平成30年5月9日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として再任予定の取締役（監査等委員であるものを除く。）7名及び監査等委員である取締役1名に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間にに対する労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することいたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各氏の退任時といたしますが、その具体的な額、方法等は、取締役（監査等委員であるものを除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査役在任期間分を含めて監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴	
てつの まきお 鐵野 磨輝男	昭和55年6月 平成5年5月 平成8年5月 平成9年5月 平成10年5月 平成12年5月 平成27年6月	当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役専務 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長 現在に至る
ふじわら さいあろう 藤原 佐一郎	平成22年6月 平成27年6月	当社取締役 当社代表取締役社長 現在に至る
うちの さとし 内野 佐斗司	平成15年5月 平成21年7月	当社取締役 当社常務取締役 現在に至る
こばやし ときお 小林 節夫	平成16年5月 平成21年7月	当社取締役 当社常務取締役 現在に至る
わたなべ しんいら 渡辺 伸一	平成25年6月	当社取締役 現在に至る
なるせ こうじ 成瀬 幸次	平成27年6月	当社取締役 現在に至る
こいけ ひろみ 小池 宏美	平成27年6月	当社取締役 現在に至る
たじま かずしげ 田嶋 和重	平成23年6月 平成28年6月	当社監査役 当社取締役（監査等委員） 現在に至る

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額は平成28年6月28日開催の定時株主総会において、年額350,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（監査等委員であるものを除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額500,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することいたします。

なお、現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）は7名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員であるものを除く。）は7名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株（ただし、1年間の役務提供に対応して発行又は処分される株式数は10,000株以内とします。そのため、実質的には、対象取締役に対しては、1事業年度につき10,000株以内の交付となるものと考えております。）以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

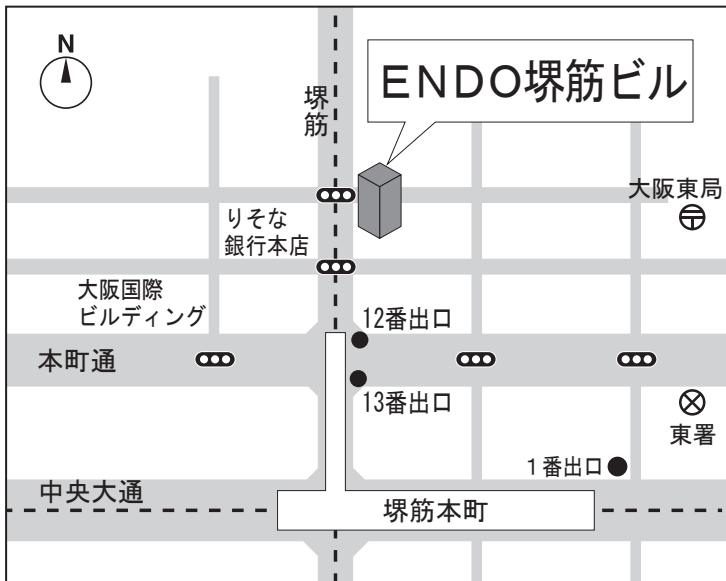
- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

⟨MEMO⟩

株主総会会場ご案内図
大阪市中央区備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル 2階 会議室

※当会場では、駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関等をご利用ください。



【交通のご案内】

地下鉄 堀筋線・中央線 堀筋本町駅 出口12番 徒歩約1分

【お問合せ先】

総務部 電話 06-6262-2707

※紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申しあげます。

